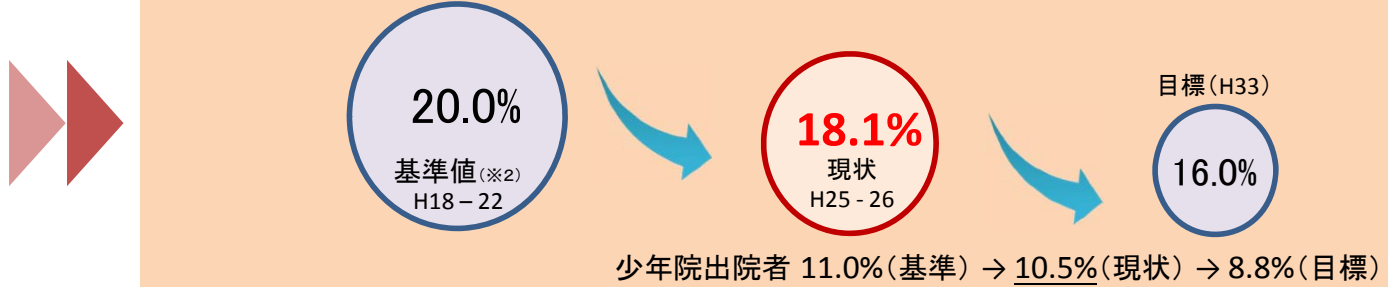


再犯防止に向けた総合対策フォローアップ (H27年度)

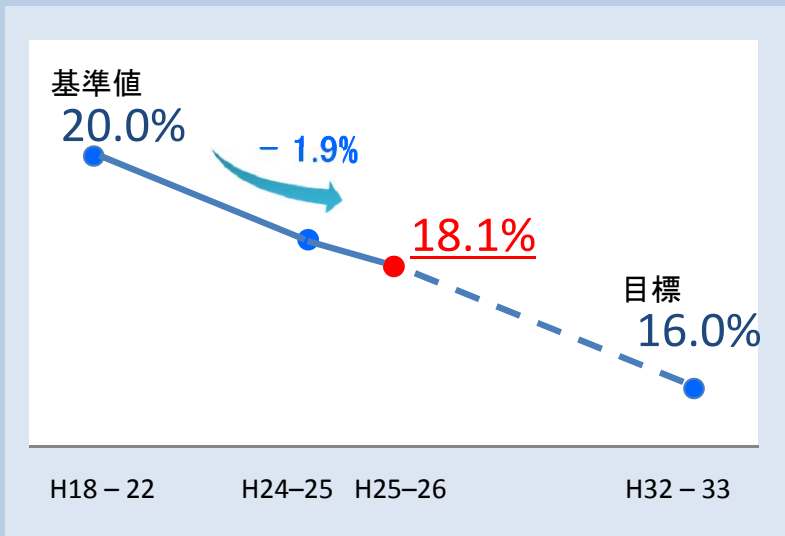
数値目標 出所後2年以内に刑務所に再入所する者の割合を平成33年までに20%以上減少

(平成32年に刑務所を出所した者の「2年以内再入率」を16%以下にする)

刑務所出所者等の2年以内再入率^(※1)は減少傾向



刑務所出所者の2年以内再入率の推移



入所受刑者に占める割合が高いもの

入所受刑者の6割が、
窃盗, 覚せい剤取締法違反の受刑者

(平成25年の入所受刑者数)

○窃盗 約7,500人

○覚せい剤取締法違反 約6,000人

近年, 入所受刑者に占める割合が
増加傾向にあるもの

増加傾向が見られるのは,
高齢, 女性の受刑者

(平成5年と平成25年の割合比較)

○高齢 約5.7倍

○女性 約2.3倍

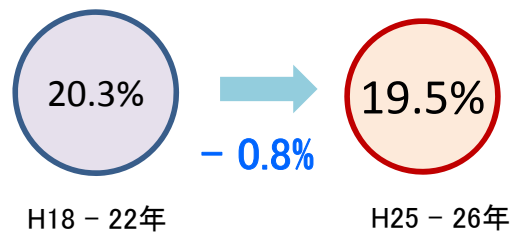
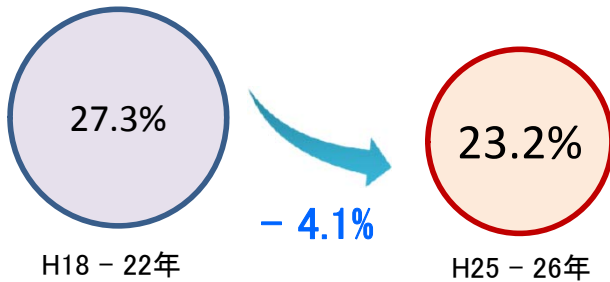
注 矯正統計年報による

2年以内再入率の推移(罪名・特性別)

(罪名別)

窃盗

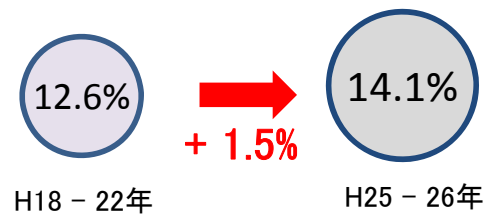
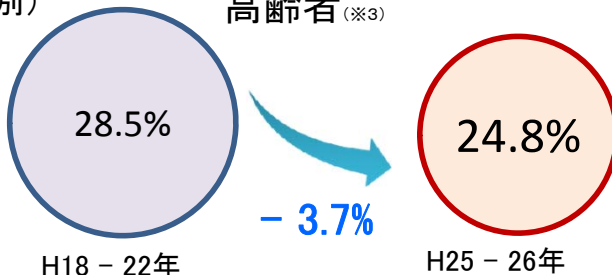
覚せい剤取締法違反



(特性別)

高齢者^(※3)

女性



注 矯正統計年報による

(※1) ①平成25年に入所した受刑者のうち,

②平成26年末までに再び刑務所へ入所した者の割合



(※2) 平成18年から22年に刑事施設を出所した受刑者の2年以内再入率の平均

(※3) 前刑出所時に65歳以上の者

高齢・障害により自立が困難な者への対応

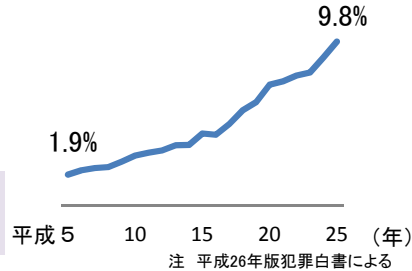
現状と課題

○およそ1万人の高齢受刑者が刑務所に収容 注 矯正統計年報による

刑務所に収容されている高齢者受刑者の数、割合が増加傾向

(入所受刑者に占める高齢者の割合)

○高齢・障害のため、福祉的支援の検討を要する受刑者が2,000人程度存在 注 宣言「犯罪に戻らない・戻さない」(H26.12 犯罪対策関係会議)による



調整を円滑に行うための司法・福祉の連携強化、受け皿の拡大が課題

主な取組

1 刑務所等での社会適応に向けた指導の充実

○ 社会福祉につなぐための施設内の体制整備

社会福祉士 非常勤 92人 → 常勤 12人・非常勤 94人
(H25年度) (H26年度)

○ 身体機能や生活能力の維持・強化のための指導の充実

○ 社会復帰支援プログラムの策定・試行

刑事施設4庁にて、社会福祉に関する知識を身につけさせること等を目的とした指導プログラムの試行を開始



高齢者の身体機能の維持・向上を図るための指導

2 社会での一時的な居場所の確保

○ 指定更生保護施設での福祉的な支援

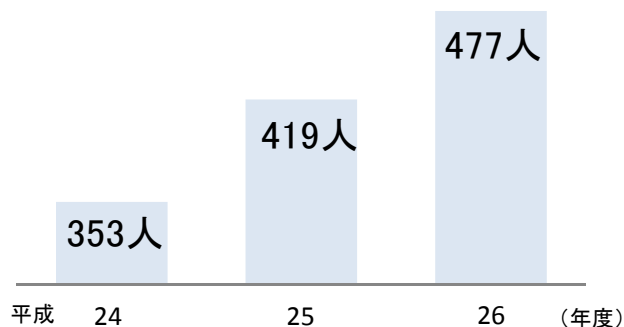
全国に57施設
福祉スタッフによる福祉や医療機関等への橋渡しの支援

○ 指定更生保護施設での受入れ拡大

937人 → 1,113人
(H25年度) (H26年度)

司法と福祉の連携強化が進み、福祉につながる者の数が増加

353人 → 477人
(H24年度) (H26年度)



3 司法と福祉の連携強化 (矯正施設, 保護観察所, 地域生活定着支援センターの連携)

○ 障害福祉サービスにおける地域移行支援の対象の拡大

地域生活への移行に向けた相談等の支援対象に、矯正施設等に入所している障害者も追加

○ 協議会等を通じた課題の共有, 解決

取組の方向性

福祉・医療的支援タスクフォース申合せ(H27.2.19)の着実な実施

○ 増加する対象者への適切な対応を図るための関係機関における体制整備

○ 情報共有, 連絡体制の整備

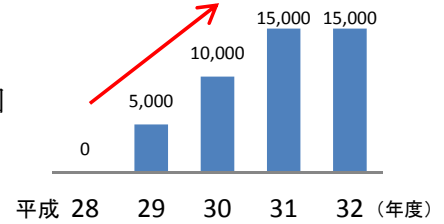
○ 地方公共団体, 民間福祉団体に対する理解協力を求めるための働き掛け

薬物依存の問題を抱える者への対応

現状と課題

- 再び同じ罪を犯して刑務所へ収容される者の割合が高く、2年以内再入率も高止まり傾向
- 平成28年6月までに「刑の一部の執行猶予制度」が開始
→ 薬物依存症からの回復に向け、社会内で処遇を受ける者が増加

(刑の一部の執行猶予制度施行後の保護観察事件数予測)



依存症者やその家族が、社会においても回復に向けた治療や支援を受けられる体制づくりが課題

主な取組

1 矯正施設及び保護観察所における専門的な指導の実施

○ 矯正施設における取組

従来の指導方法に加えて、対象者をリスク別に編成し、指導する方法を試行的に実施 (実施人数 6,694人) (H26年度)

○ 保護観察所における取組

刑の一部の執行猶予制度の施行を見据えたプログラムを実施(実施人数 1,270人) (H26年)



矯正施設でのグループワーク

2 社会における一時的な受入れ先の整備

○ 薬物処遇重点実施更生保護施設の拡大

帰るべき場所がない薬物依存者を一時的に受入れ
矯正施設での指導に引き続き、心理学等の専門的な知識を有しているスタッフが、回復プログラムを実施

5庁 → 10庁 → 15庁
(H25年度) (H26年度) (H27年度)



更生保護施設での専門スタッフによる回復プログラム

3 社会での治療・支援体制の整備

○ 依存症治療拠点機関設置運営事業の実施

依存症の専門的な治療・相談が受けられる医療機関の整備、治療・回復プログラム等の開発の拠点となる医療機関を指定し、試行的に実施 (全国拠点機関 1か所、治療拠点機関 5か所)

○ 地域依存症対策支援事業の実施

依存症者の家族が、家族支援員(保健所等)に相談でき、医療機関の紹介等の助言を得ることができる体制の整備 (全国5自治体)

取組の方向性

福祉・医療的支援タスクフォース申合せ(H27.2.19)の着実な実施

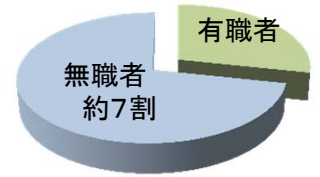
- 施設内処遇と社会内処遇の連携強化による切れ目のない指導等の実施
- 依存症治療の拠点となる医療機関を中心とした地域における連携体制モデルの構築
- 保護観察所や医療・保健・福祉機関による支援が円滑・効果的になされるよう、連携の指針となるガイドラインを策定。関係機関へ周知

矯正施設在所中から社会内における就労支援

現状と課題

- 出所者等を雇用することに対する企業側の不安・負担が大きい
- 継続的に就労するための技能・態度等が不十分

刑務所再入者の約7割が再犯時に無職



注 矯正統計年報による

▶ 本人に対する効果的な訓練に加え、企業側の負担を軽減し、継続的な就労につながるようサポートする体制づくりが課題

主な取組

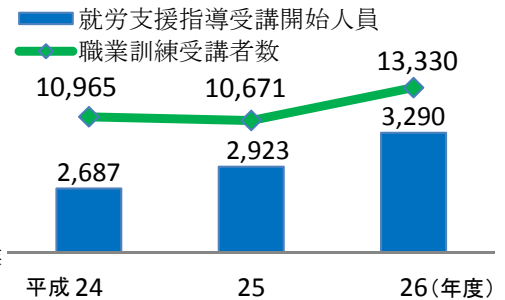
1 雇用ニーズに応じた職業訓練

協力雇用主等に対するニーズ調査の結果を踏まえ、訓練種目を見直し

(医療事務科2庁新設。建設に関する訓練の統廃合)



新設した建設業に関する職業訓練の一場面(足場組立て)



2 求人・求職のマッチング

○ 就職支援ナビゲーターによる就労支援体制の充実

矯正施設及び保護観察所と連携して、受刑者等や出所者等に対して職業講話や求人情報の提供、職業相談等を行うハローワーク相談員(就職支援ナビゲーター)を増員

50人 → 90人(計画)
(H26年度) (H27年度)

○ ハローワークにおける受刑者等専用求人への開設

企業からの要望を受け、新たに制度を開設

企業はハローワークを通じて、矯正施設を指定して求人票を登録 (有効求人数 171件)

(平成27年2月時点、協力雇用主からの求人のみ集計)

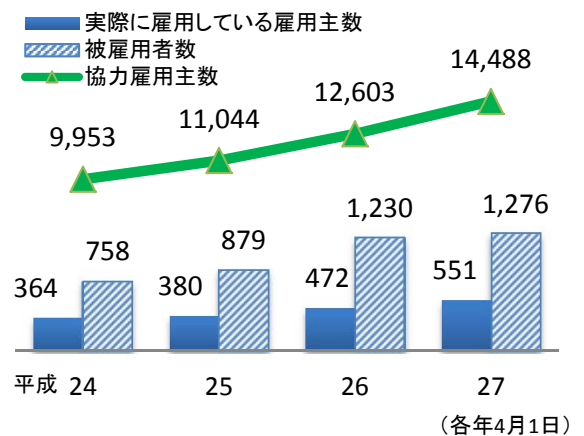
3 出所者等の雇用拡大に向けた取組

○ 省庁一体となった関係団体への周知

就労支援タスクフォース関係省庁による所管各団体のニーズ調査及び出所者等雇用への協力を依頼

○ 保護観察少年の雇用

法務省及び厚生労働省において、保護観察少年を雇用。そこから得た知見等を活用



取組の方向性

就労支援タスクフォース申合せ(H26.12.8)の着実な実施

- 刑務所出所者等就労奨励金支給制度を始めとする協力雇用主に対する支援の実施
- ハローワーク職員の刑務所への駐在等、求人・求職のマッチングの促進
- 様々な機会を活用した協力雇用主制度の周知及び登録の推進

国民の理解と協力を得るための取組み

宣言「犯罪に戻らない・戻さない」(H26.12.16・犯罪対策閣僚会議決定)

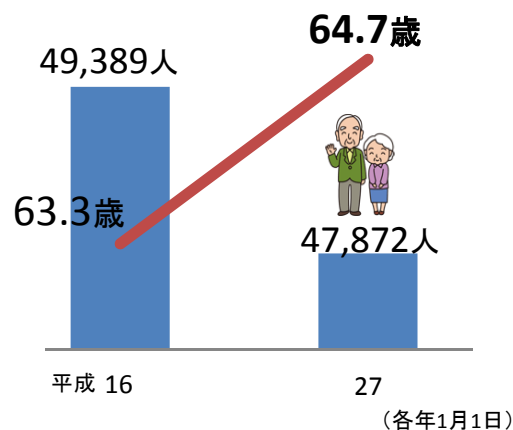
犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会の構築を目標に、出所者等の社会における仕事と居場所の確保について、数値目標を設定

背景

- 一部の中小企業や保護司等の民間協力者が、受け入れ支えている。
- 社会環境の変化(都市化・情報化等)により、地域での活動がより難しく。

保護司の数は10年間で1,000人以上減少
高齢化も進む

(保護司の人数と平均年齢)

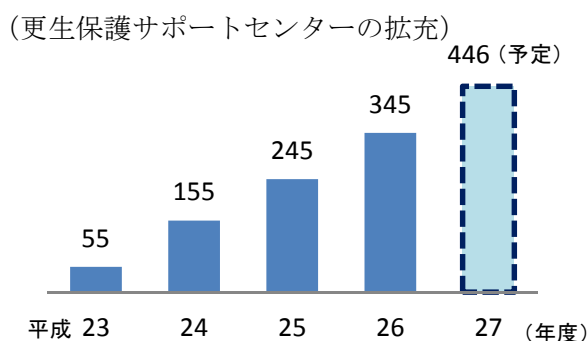


主な取組

民間協力者が活動しやすい環境づくり

○ 地域における保護司の活動拠点の整備

保護司が常駐し、地域の関係機関・団体との情報交換・会議の場となる更生保護の拠点



○ 地方公共団体における取組の促進

- ・ 公共工事等の競争入札における優遇制度の導入 (協力雇用主に対する地方公共団体の支援)
- ・ 保護観察対象者等の雇用制度の導入等

再犯防止に取り組む民間協力者等を支援する地方公共団体の増加 85団体

“社会を明るくする運動”の強化

○ 政府全体の運動として展開

構成員を犯罪対策閣僚会議を構成する全省庁として、政府一丸となって運動を展開

関係団体数 114団体 → 126団体
(H26年) (H27年)



“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議
(平成27年2月10日)

宣言の数値目標の達成へ

2020年までに出所者等を雇用する協力雇用主の数を3倍にする

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所を出所する者の数を30%減少させる